第三章を第五章とし、第二章の次に次の二章を加える。

第三章　加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

第一節　生産者補給交付金等の交付

（生産者補給交付金等の交付）

第十一条　機構は、次の各号に掲げる対象事業を行う対象事業者に対し、この節に定めるところにより、当該各号に定める生産者補給交付金又は生産者補給金（以下「生産者補給交付金等」という。）を交付することができる。

一　第一号対象事業　生産者補給交付金

二　第二号対象事業　生産者補給金

三　第三号対象事業　生産者補給金

（年間販売計画の作成等）

第十二条　前条の規定により生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度において当該対象事業者が行う生乳又は特定乳製品（指定乳製品その他第二条第二項の政令で定める乳製品をいう。以下同じ。）の販売に関する計画（以下「年間販売計画」という。）を作成し、当該販売に係る契約書の写しその他農林水産省令で定める書類を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

2　年間販売計画には、次の各号に掲げる対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一　第一号対象事業を行う対象事業者　次に掲げる事項

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ　第一号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ　第一号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ　第一号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ホ　第十六条第一項の規定による生産者補給金の交付の業務の内容

ヘ　その他農林水産省令で定める事項

二　第二号対象事業を行う対象事業者　次に掲げる事項

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ　第二号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ　第二号対象事業に係る各月ごとの生乳の用途別の販売予定数量

ニ　その他農林水産省令で定める事項

三　第三号対象事業を行う対象事業者　次に掲げる事項

イ　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ　第三号対象事業に係る生乳の生産される地域

ハ　第三号対象事業に係る各月ごとの特定乳製品の販売予定数量

ニ　その他農林水産省令で定める事項

3　農林水産大臣は、対象事業者から第一項の規定により年間販売計画の提出があつた場合において、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、当該会計年度において当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度（以下「交付対象数量」という。）を通知するものとする。

4　交付対象数量は、農林水産省令で定めるところにより、当該会計年度において交付する生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の総量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「総交付対象数量」という。）を基礎とし、当該対象事業者が提出した年間販売計画に基づき算出するものとする。

5　農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情並びに対象事業者の行う対象事業の実施状況を考慮し、特に必要があると認めるときは、交付対象数量の総量が総交付対象数量を超えない範囲内において当該対象事業者に係る交付対象数量を変更することができる。

6　農林水産大臣は、前項の規定により交付対象数量を変更したときは、遅滞なく、当該対象事業者に対し、変更後の交付対象数量を通知するものとする。

7　農林水産大臣は、対象事業者が提出した年間販売計画に記載された第二項第一号ロ、第二号ロ又は第三号ロの地域（次項において「計画記載地域」という。）が一の都道府県の区域を超えない場合において、当該対象事業者に対し第三項又は前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、当該通知に係る交付対象数量及び当該年間販売計画の内容（同項の規定による通知をしたときにあつては、当該通知に係る変更後の交付対象数量）を当該都道府県の知事に通知するものとする。

8　第三項の規定による通知を受けた対象事業者は、農林水産省令で定めるところにより、その行う対象事業の実績及びその実施に要した経費その他の当該対象事業に関する事項で農林水産省令で定めるものを農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、当該対象事業者に係る計画記載地域が一の都道府県の区域を超えないときは、農林水産大臣は、当該報告の内容を当該都道府県の知事に通知するものとする。

（総交付対象数量）

第十三条　総交付対象数量は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情を考慮して定めるものとする。

2　総交付対象数量は、毎会計年度、当該会計年度の開始前に定めなければならない。

3　農林水産大臣は、総交付対象数量を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

4　農林水産大臣は、総交付対象数量を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

5　農林水産大臣は、生乳の生産事情、飲用牛乳及び乳製品の需給事情その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、総交付対象数量を改定することができる。

6　第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総交付対象数量の改定について準用する。

（生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の認定等）

第十四条　農林水産大臣（第十二条第七項の規定による都道府県知事への通知があつた場合にあつては、当該都道府県知事。次項において同じ。）は、当該会計年度において、政令で定めるところにより、政令で定める期間ごと及び同条第三項の規定による通知をした対象事業者ごとに、当該対象事業者が当該期間内に取り扱つた生乳の数量のうち生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定するものとする。

2　農林水産大臣は、前項の政令で定める期間ごとに、同項の規定により対象事業者ごとに認定した数量（その数量の当該会計年度における合計が、交付対象数量を超える場合にあつては、当該認定した数量から当該超える数量を控除して得た数量（当該数量が零を下回る場合には、零とする。））を機構に通知するものとする。

3　機構は、前項の規定による通知に係る数量に、次条第一項の規定により定められる生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、対象事業者に交付するものとする。

（生産者補給金の単価）

第十五条　生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生乳の生産費その他の生産条件、生乳及び乳製品の需給事情並びに物価その他の経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2　農林水産大臣は、生産者補給金の単価を定めるに当たつては、酪農経営の合理化及び集送乳の効率化を促進することとなるように配慮するものとする。

3　第十三条第二項から第六項までの規定は、生産者補給金の単価について準用する。